指定通所介護事業所等における宿泊サービスに係る運営規程参考例

「◎◎（事業所名称）【宿泊サービス】」運営規程

　（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社＊＊が開設する◎◎（以下「事業所」という。）において、指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）のサービス提供時間外に、その設備を利用して、当該通所介護事業所等を利用する要介護又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対して提供する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、宿泊サービスを提供する従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）が、要介護者等に対し、適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

　（宿泊サービスの運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　宿泊サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話を行うことにより、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

３　宿泊サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　宿泊サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　◎◎

　二　所在地　前橋市○○町○－○－○（○○ビル○階）

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　責任者　１人

　　　責任者は、宿泊サービス従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、宿泊サービス従業者に事業に関する指針その他関係法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

　二　介護職員又は看護職員　サービス提供時間を通じて専従で○人以上

　　　介護職員又は看護職員は、利用者の食事・就寝・起床等の介助及び援助を行う。

　三　緊急時対応職員

　例１前号の介護職員又は看護職員のほか、緊急時に対応するための職員を１人配置する。

　例２サービス提供時間を通じ、職員の緊急連絡体制を整備し、緊急時の対応を図る。

　四　調理員　○人以上

　　　調理員は、献立に基づき、食事を調理し配膳を行う。

五　事務職員　○人以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　（サービス提供日及びサービス提供時間）

第５条　事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

　一　サービス提供日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

　二　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

　（宿泊サービスの利用定員）

第６条　宿泊サービスの利用定員は、○人とする。

　（宿泊サービスの内容）

第７条　宿泊サービスの内容は、次のとおりとする。

　一　食事の提供

　二　就寝・起床・排泄等の介助

　三　健康状態の確認

　四　送迎（通所介護利用日以外）

　五　その他日常生活に必要な支援及び介助

　（利用料等）

第８条　宿泊サービスを提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

　一　宿泊料　１泊（１時間当たり）○○円

　二　食費　朝食○○円、夕食○○円

２　前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（宿泊サービス提供に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

　一　主治の医師から指示事項等がある場合は、宿泊サービス従業者に申出ること。

　二　体調不良等により宿泊サービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

　（緊急時等における対応方法）

第１０条　事業者は、宿泊サービスを提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるものとする。

　（非常災害対策）

第１１条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連絡体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

　一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

　二　虐待の防止のための指針の整備

　三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

　四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定通所介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

　（その他運営についての留意事項）

第１３条　事業所は、宿泊サービス従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　二　継続研修　年○回

２　宿泊サービス従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　宿泊サービス従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、宿泊サービス従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、宿泊サービス従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社＊＊と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。